

令和7年度府内キャッシュレス決済システム導入仕様書

1 件名

令和7年度府内キャッシュレス決済システム導入

2 目的

町民の利便性向上を目的として、公金納付のキャッシュレス決済が可能な窓口の拡大と多様なキャッシュレス決済種別への対応するため、利用者及び職員が容易に決済操作できると同時に府内の効率的な事務運用を実現することができる決済代行業者のキャッシュレス決済システム（以下「システム」という。）を導入するものである。

3 調達物品及びその数量

（1） 下記4の仕様に適合するシステムを実装した端末（以下「端末」という。） 12台

（2） 端末レシート用ロール紙 12ロール

※調達物品は新品であること

※初期導入後に発生するレシート用ロール紙等の消耗品は発注者が負担する。

4 端末及びシステムの仕様

（1） 端末

- ア クレジットカード、電子マネー及びQRコードの読み取り・決済が可能であること。
- イ レジスター機器やタブレット等の他の機器を必要とせず、端末だけで決済が可能であること。
- ウ キャッシュレス決済を行う歳入費目等を端末の画面上で表示し選択することができるること。
- エ キャッシュレス決済した旨が記載されたレシート及び決済費目が記載されたレシートを端末より発行可能であること。また、当該レシートに記載する発行者名等を発注者の任意で変更可能であること。
- オ LTE・3G及びWi-Fiにより、決済センターと無線で通信が可能であること。
- カ PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) の現行基準に準拠するクレジットカード情報非保持型のものであること。
- キ 読み取ったカード情報及び決済情報を暗号化した上でカード会社へ送信すること。
- ク カードリーダーのセキュリティは、PCI PTS (PIN Transaction Security)認定を取得していること
- ケ 導入する決済端末は全て新品の同一機種とすること。

（2） システム

- ア キャッシュレス決済を行う歳入費目等について、発注者が任意に費目・金額の登録及び編集が可能であること。
- イ 端末で決済した各種データ（決済日時、決済種別、決済額、費目、品名等）を集計、蓄

積機能を備えていること。

ウ 端末で決済した各種データ（決済日時、決済種別、決済額、費目、品名等）を発注者が決済後に確認でき、また、CSVデータ等に出力できること。

（3）通信方法

ア 決済センターとの通信は、無線通信（モバイルデータ通信及びWi-Fi）とする。
イ モバイルデータ通信を用いる場合の利用契約及び通信料については、本件業務に含めるものとし、受注者負担とする。
ウ Wi-Fiの場合は、庁舎内Wi-Fiのみ利用するものとする。

5 納入場所 那智勝浦町役場 2階電子計算室

6 納入期限 端末納入期限：令和8年3月16日（月）
システム利用開始期限：令和8年3月31日（火）

7 契約期間及び形態

システム利用の契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

なお、発注者が業務履行状況を良好と認めた場合には、令和13年3月31日を限度として1年毎の予算の範囲内で随意契約を締結できるものとする。

8 支払方法

（1） 端末 端末機器の検収後翌月末日までに銀行振込により支払い
（2） 月額サービス利用料及び決済手数料 当月利用分を翌月に正当な請求があった日から30日以内に銀行振込により支払い

9 業務の内容

（1） 端末の提供
（2） 端末のセットアップ
（3） 端末の操作研修の実施
（4） 運用に必要なマニュアルの提供
（5） 運用支援及び端末の保守
（6） キャッシュレス決済を行う歳入費目等に係る地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託業務
（7） その他、本業務に必要なもの

10 入札書の記入にあたっての留意事項

本入札にあたっては、以下に掲げる事項を留意の上、端末・システム導入費用と年間システム利用料の2通作成すること。なお、本入札は、これら2通の合計額をもって落札業者を決定する。

- (1) 端末・システム導入費用については、仕様3の端末費用のほか、仕様8(1)から(4)に掲げるシステム利用開始に必要な諸費用を含めて計上すること。
- (2) 年間システム利用料については、上記機器及びシステムを1年間(12か月)利用した場合の運用費用(システム利用料、端末通信費、機器保守、コールセンター費用等の運用費用で下記(3)のキャッシュレス決済納付額に対する手数料を除く)を計上すること。
- (3) サービス開始後に発生するキャッシュレス決済納付額に対する手数料については、落札業者決定後に当該業者とキャッシュレス決済額に対する単価契約を締結し、システム利用料等とは別に支払うこととする。
- (4) 入札金額の算出にあたり、利用想定のキャッシュレス決済は以下のとおりとする。
 - ア クレジットカード(VISA、Master、JCB、AMEX、Diners)
 - イ 交通系電子マネー(ICOCA)
 - ウ 電子マネー(WAON)
 - エ QRコード決済(PayPay、D払い、auPay、楽天Pay)

11 受注者の責務

- (1) 受注者は常に善良なる管理者の注意義務をもって業務を遂行すること。
- (2) 受注者は本業務の遂行にあたり、発注者及び第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき理由により生じたものは、発注者の責任とする。

12 打合せ及び報告

- (1) 受託者は本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と密に連絡を取り合うほか、必要に応じて受託者が来町し、発注者と打合せを行うことができる体制を整えること。
- (2) 受託者は、本業務の実施予定及び実施状況を隨時発注者に報告すること。
- (3) 本業務の実施に際して事故ありたるときは、受託者において迅速かつ誠実に対応とともに、速やかに発注者に報告すること。

13 個人情報保護・秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたって、直接または間接に知り得た全ての情報について、外部に漏らし、また他の目的に利用してはならない。
なお、契約期間が終了した場合においても同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報保護に関する法律、条例及び那智勝浦町情報セキュリティポリシーを遵守し、適切な個人情報保護措置を講ずること。

14 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受託者が協議の上、これを定めるものとする。

15 本件に関する問い合わせ先

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地 7 丁目 1 番地 1

那智勝浦町役場 総務課情報係 中村 寿夫

電話：0735-29-2008（直通）

FAX：0735-52-6543

E-mail: densan0@town.nachikatsuura.lg.jp